

藤崎台童園共済会規約

(目的)

第1条 本会は、職員相互の親睦を図り、かつ、慶弔の意を表すことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、藤崎台童園共済会と称する。

(所在地)

第3条 本会を、熊本市中央区古京町3-5に置く。

(組織)

第4条 本会は、児童養護施設藤崎台童園の職員をもって組織する。

(会長)

第5条 本会の会長は、藤崎台童園園長・北村直登をもって充てる。

(運営費)

第6条 本会の運営費は、会員からの拠出金でまかなう。

(拠出金の内訳)

第7条 正規職員の拠出金は5,000円とし、4,000円は旅行積立に、1,000円は餞別等に充てる。正規職員以外は拠出金1,000円とし、餞別等に充てる。

(資金の管理)

第8条 運営費は、郵便貯金口座でもって管理する。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年度4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(給付)

第10条 給付の内容及び給付額は、次のとおりとする。

(1) 餞別

在職期間	給付額	在職期間	給付額
6ヶ月以上1年未満	5,000円	7年以上10年未満	30,000円
1年以上3年未満	10,000円	10年以上15年未満	50,000円
3年以上5年未満	15,000円	15年以上20年未満	70,000円
5年以上7年未満	20,000円	20年以上	100,000円

(2) 見舞い

- ア. 15日以上入院及び自宅療養 30,000円
イ. 災害等の場合 会員合議のうえ決定

(3) 慶祝

- ア. 結婚祝い 50,000円及び祝電
イ. 出産祝い 30,000円
ウ. 配偶者の出産祝い 20,000円

(4) 弔意

香典及び弔電

亡くなった人	給付額	亡くなった人	給付額
会員	50,000円	会員の1親等の姻族	20,000円
会員の配偶者	30,000円	会員の2親等の血族	20,000円
会員の1親等の血族	30,000円	会員の2親等の姻族	10,000円

(改正)

第11条 この規約の改正は、会員の過半数をもって決定する。

附 則

1. この規約は、平成15年1月1日から施行する。
2. 改正後のこの規約は、平成22年4月10日から施行する。
3. 改正後のこの規約は、平成28年4月1日から施行する。
4. 改正後のこの規約は、令和1年7月1日から施行する。